

市民還元型事業「みんなの駅前 にぎわいプロジェクト」 千葉駅周辺 屋外広告のご案内

2015.3

千葉市 都市局都市部 まちづくり推進課千葉都心整備室

電通東日本 千葉支社

みんなの駅前 にぎわいプロジェクト

千葉駅周辺を、もっとにぎやかに、もっと魅力的に。
はじめます、「みんなの駅前 にぎわいプロジェクト」。

「道路占用許可の特例制度」を活用して、民間企業の屋外広告料を原資に、千葉のプロスポーツチームを応援する公共広告の展開や市民が自由に利用できるストリートファニチャーの設置、オープンカフェ・マーケットの実施など、千葉市、民間企業、市民が一体になって千葉駅周辺の活性化をめざす取り組みです。

みなさんのご理解、ご協力をお願いします。

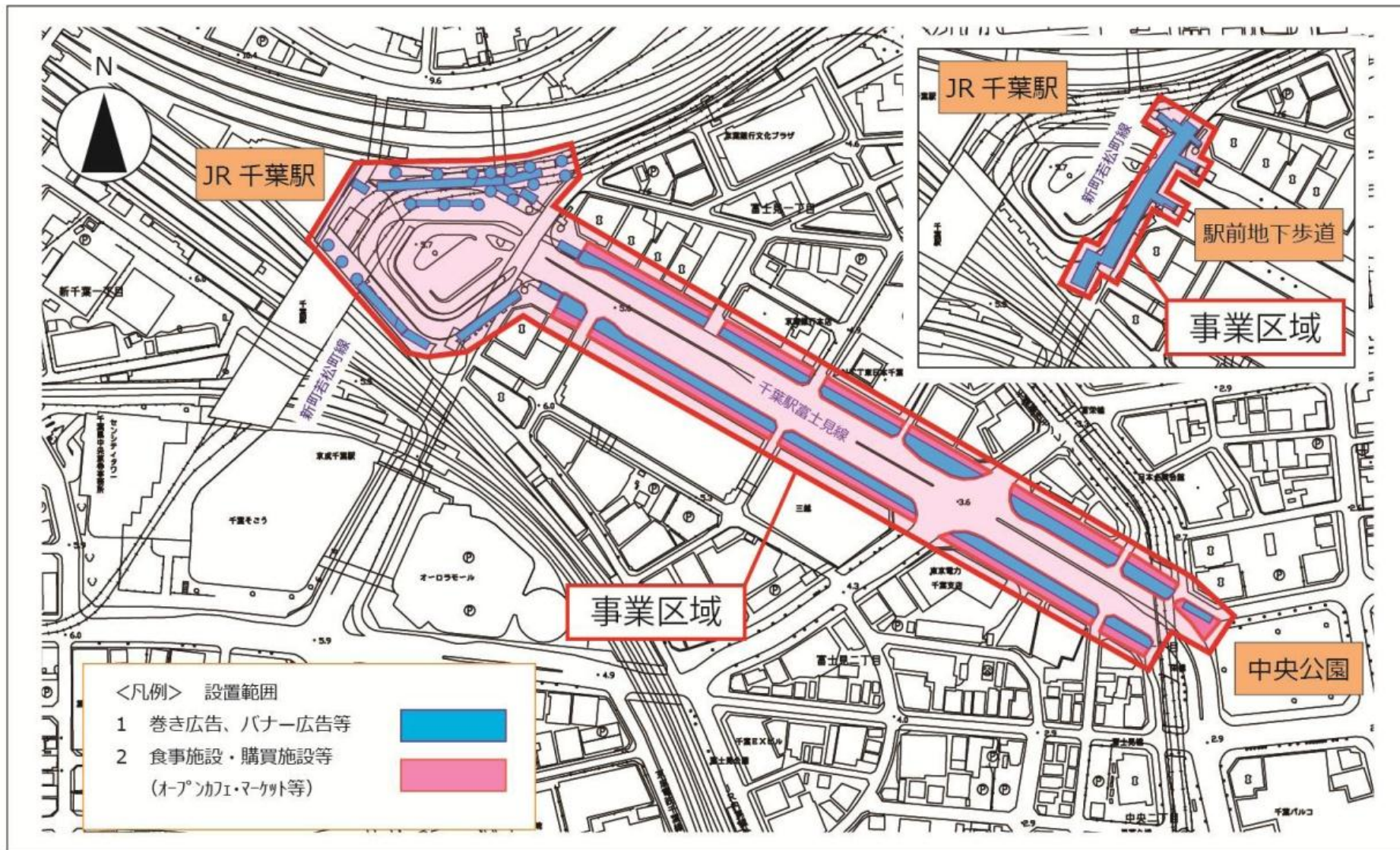


民間企業の屋外広告料で・・・

- 千葉のプロスポーツチームを応援する公共広告の展開
- 自由に利用できるストリートファニチャーの設置
- オープンカフェ・マーケットなどの実施
-
-
-

何ができるか、今後のお楽しみ！！

下図のようなエリアで柱巻き広告、バナー広告が実施可能です（詳細は次頁）。今後、該当エリア内で屋外広告以外にも食事などが出来るオープンカフェ・マーケット等も実地予定です。



NO.1 モノレール支柱（巻き広告）【掲載可能な柱数：17か所】

イメージ写真

写真①

写真②

NO.2 パーゴラ（藤棚）支柱（巻き広告、バナー広告）【掲載可能な柱数：64か所】

イメージ写真

写真①

写真②

NO.3 駅前地下歩道 地上部出入口（壁面広告）【掲載可能な出入口：4か所】

イメージ写真

写真①

写真②

No.1 モノレール支柱（巻き広告）
17か所

No.2 パーゴラ（藤棚）支柱
（巻き広告38か所、バナー広告41ヶ所）

No.3 駅前地下歩道 地上部出入口（壁面広告）
4か所

NO.4 駅前地下歩道（壁面広告）【掲載可能な範囲：下記図面による】

イメージ写真

写真①【W=約1.8m】

No.4 駅前地下歩道（壁面広告）
8か所

NO.5 街路灯（巻き広告、バナー広告）【掲載可能な街路灯：61か所】

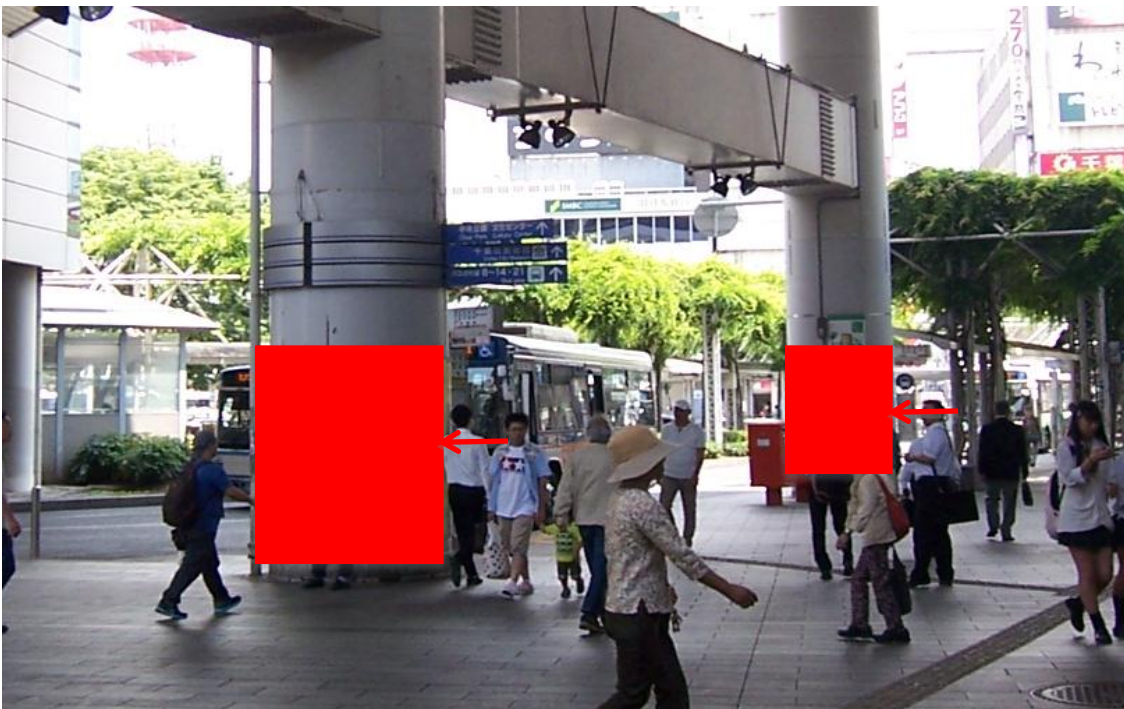
イメージ写真

写真①

写真②

No.5 街路灯（巻き広告、バナー広告）
61か所

No.1 モノレール支柱（巻き広告）

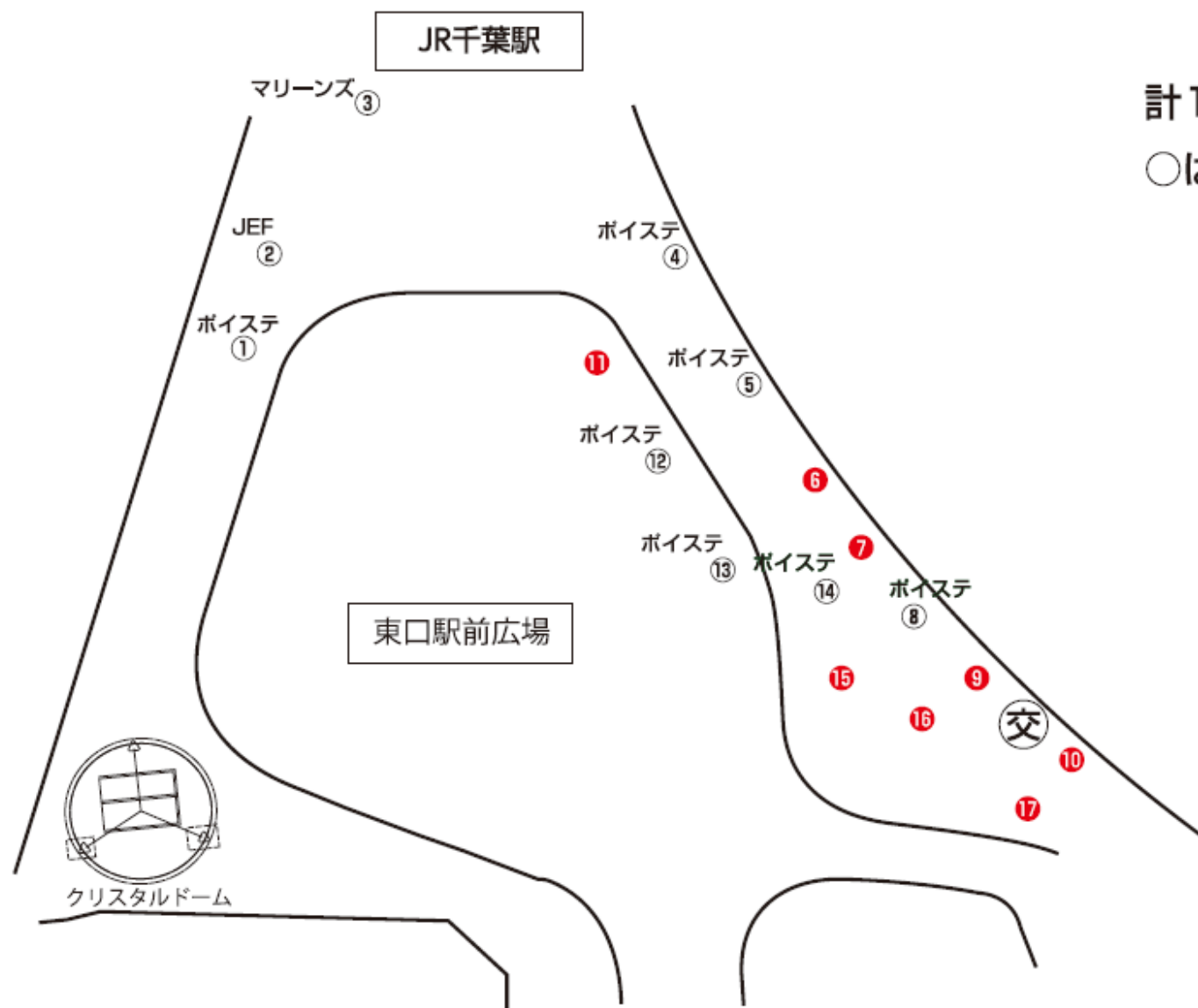


- 名称：モノレール支柱（巻き広告）
- サイズ：W5,800xH1,800mm
- 数量：17ヶ所
- 期間：3か月
- 仕様：防災ターポリン 片面出力
- 頭出し：月曜日スタート
- 設置方法：ロープ巻き ハトメ加工
- 備考：完全データ入稿

※景観への配慮のため本広告枠はセットでの販売を基本としますが、ばら売りや長期間掲出、掲出開始日の変更など、他社の申込状況を鑑みながら調整致しますのでご相談ください。

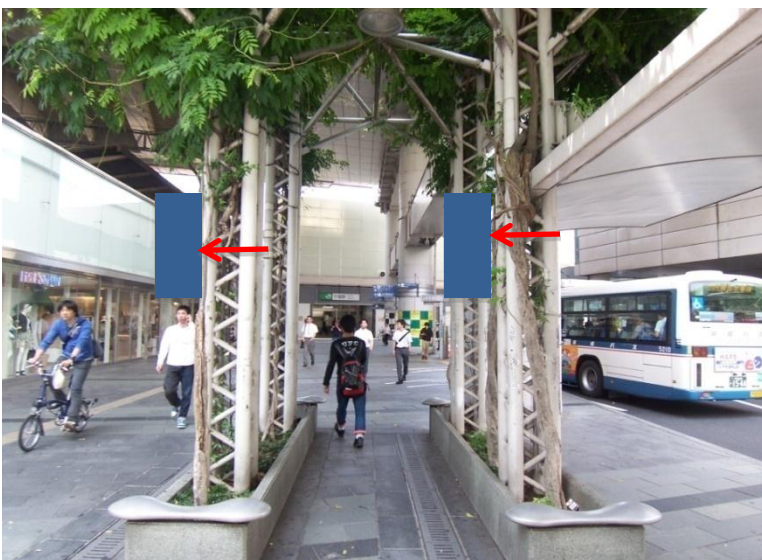
No.1 モノレール支柱(巻き広告)

・M-①～⑱
(モノレール)



計17本可

○は現在掲出中ヶ所



- 名称：パーゴラ（藤棚）支柱 巻き広告
- サイズ：1面 W550xH1,800mm、W400xH1,800mm
- 数量：38ヶ所（76面）
- 期間：3か月
- 仕様：防災ターポリン 片面出力
- 頭出し：月曜日スタート
- 設置方法：ロープ巻き ハトメ加工
- 備考：完全データ入稿

- 名称：パーゴラ（藤棚）支柱 バナー広告
- サイズ：1面 W450xH900mm
- 数量：41ヶ所（41枚、表裏で82面）
- 期間：3か月
- 仕様：防災ターポリン 両面出力
- 頭出し：月曜日スタート
- 設置方法：上部袋加工、下部支柱に取付けるハトメ加工
- 備考：完全データ入稿

※景観への配慮のため本広告枠はセットでの販売を基本としますが、ばら売りや長期間掲出、掲出開始日の変更など、他社の申込状況を鑑みながら調整致しますのでご相談ください。

No.2 パーゴラ(藤棚)支柱(巻き広告)

・P-m-1~64(内38か所)

(パーゴラ) (巻き)



■ 印 提出可 38(76面)

□ 印 不可 26

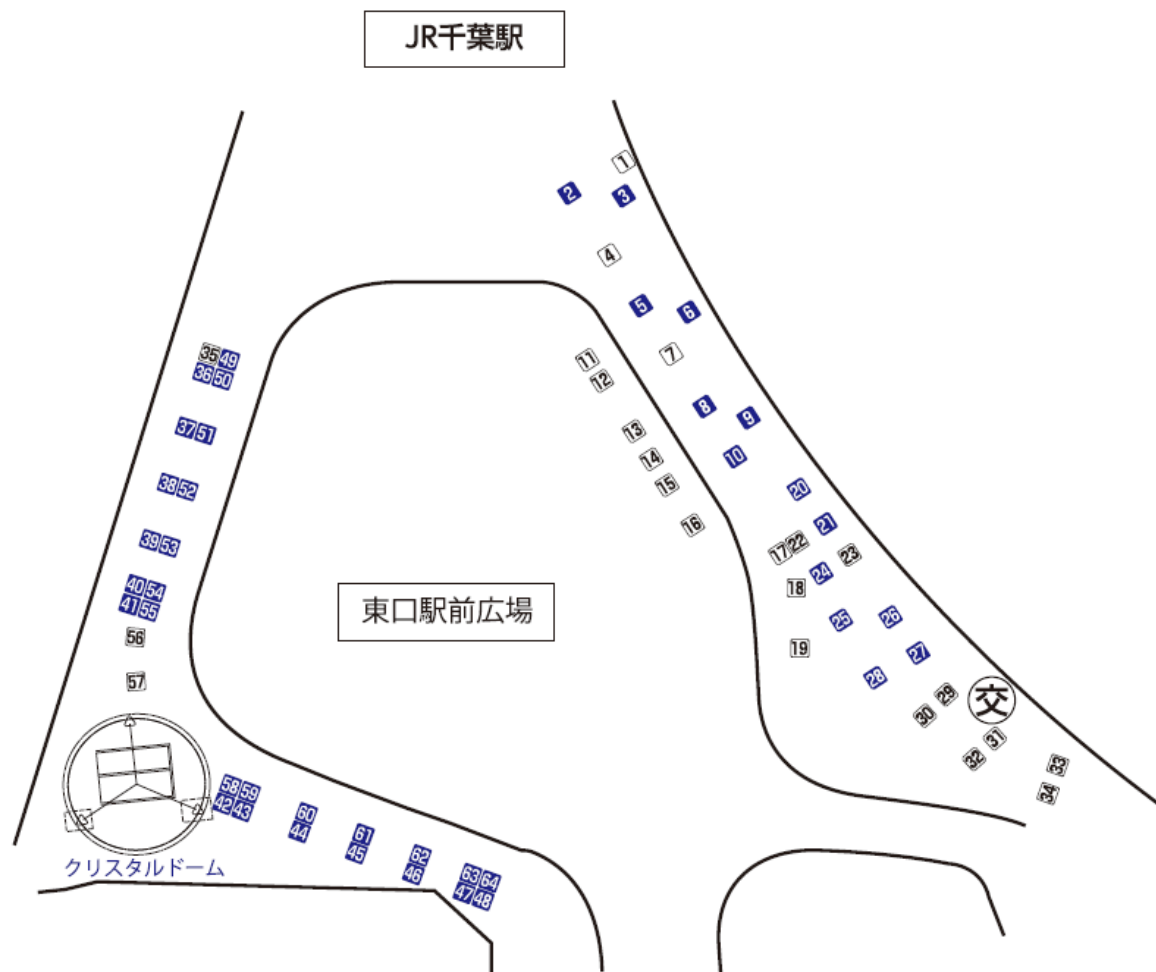
(バス利用者向に照明が取り付け
てあり、遮光不可)

○ 印の4ヶ所は、現在
公共看板取付中

No.2 パーゴラ(藤棚)支柱(バナー広告)

・P-b-1~64(内41か所)

(パーゴラ)(バナー)



■印 提出可 41(表裏で82面)

□印 不可 23

(高さ(2.5m)確保できないか又は現在
公共施設の案内板が付いている為)

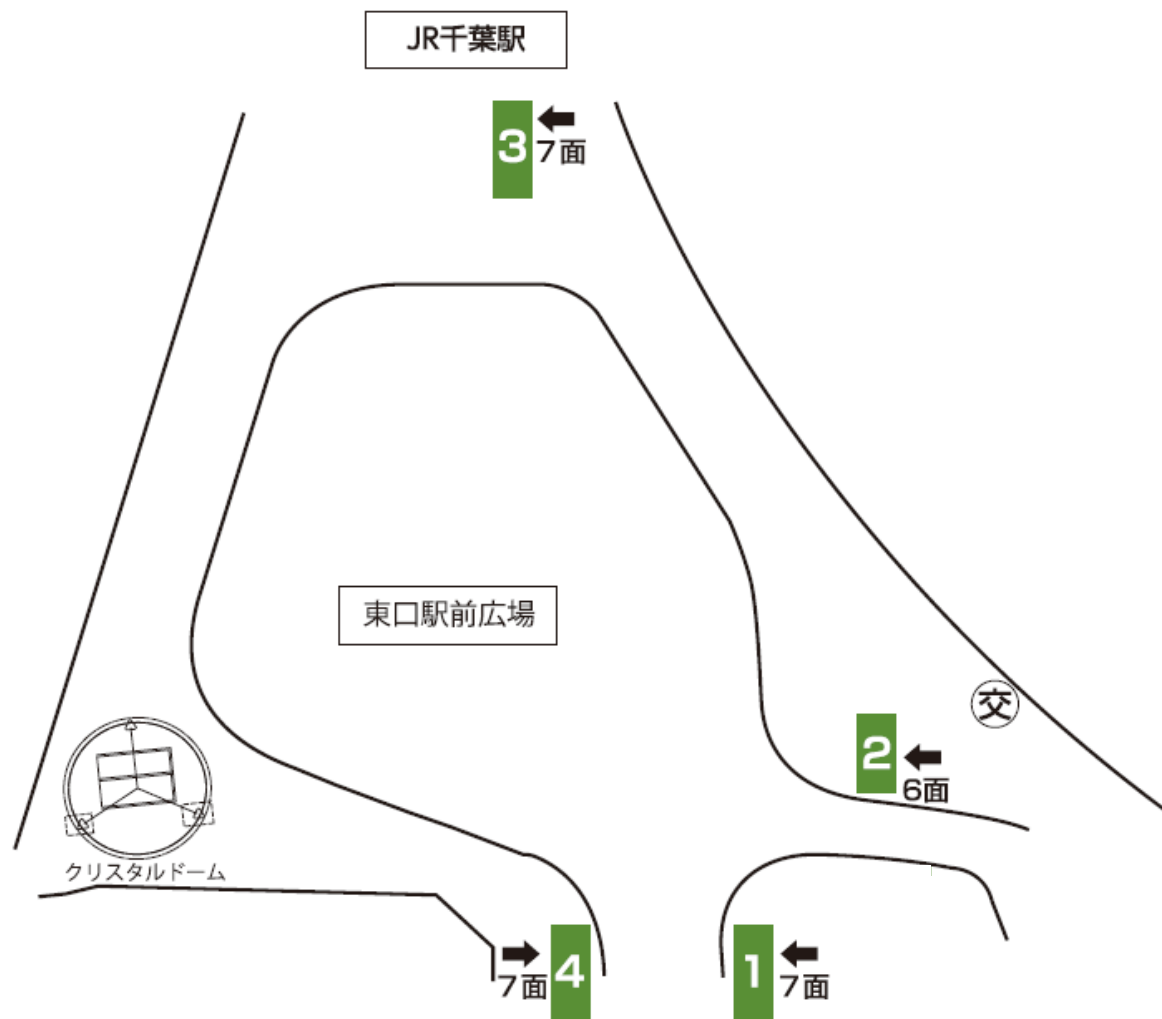


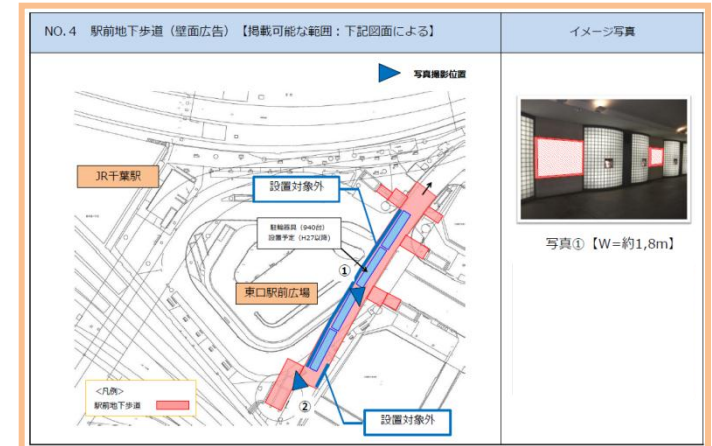
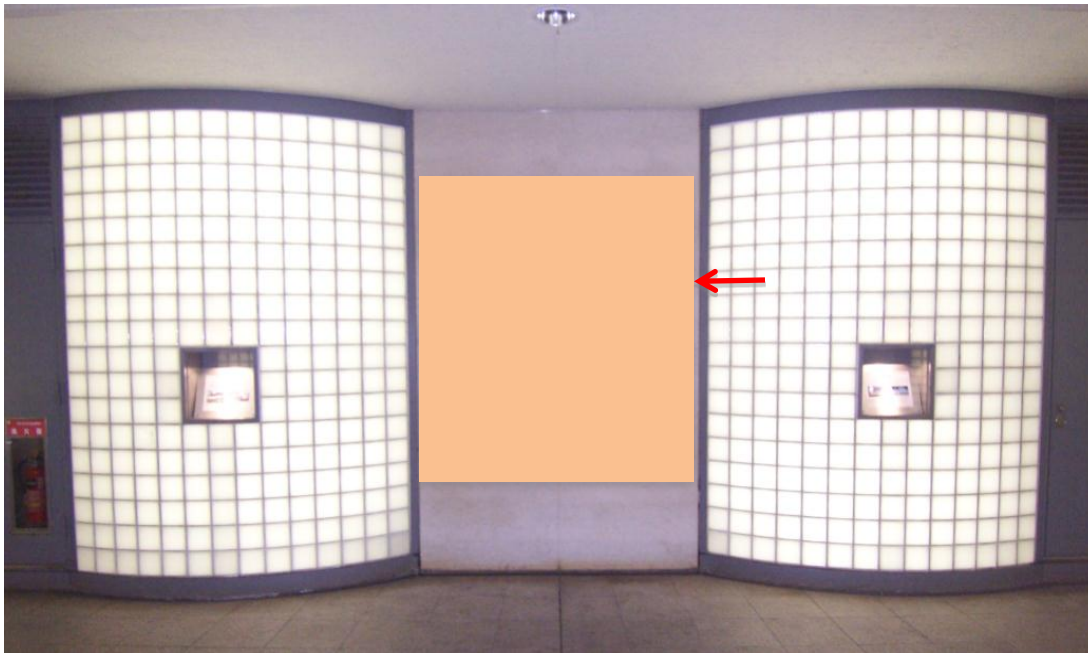
- 名称：駅前地下歩道 地上部出入口（壁面広告）
- サイズ：1面 W1,200xH1,200mm
- 数量：4ヶ所
（1ヶ所6面×1ヶ所、1ヶ所7面×3ヶ所）
- 期間：3か月
- 仕様：塩ビインクジェットフィルム（再剥離仕様）
- 頭出し：月曜日スタート
- 設置方法：直貼り
- 備考：完全データ入稿

※景観への配慮のため本広告枠はセットでの販売を基本としますが、ばら売りや長期間掲出、掲出開始日の変更など、他社の申込状況を鑑みながら調整致しますのでご相談ください。

No.3 駅前地下歩道地下部出入口(壁面広告)

- T (地下)
- 1 - ① ~ ⑦
 - 2 - ① ~ ⑥
 - 3 - ① ~ ⑦
 - 4 - ① ~ ⑦



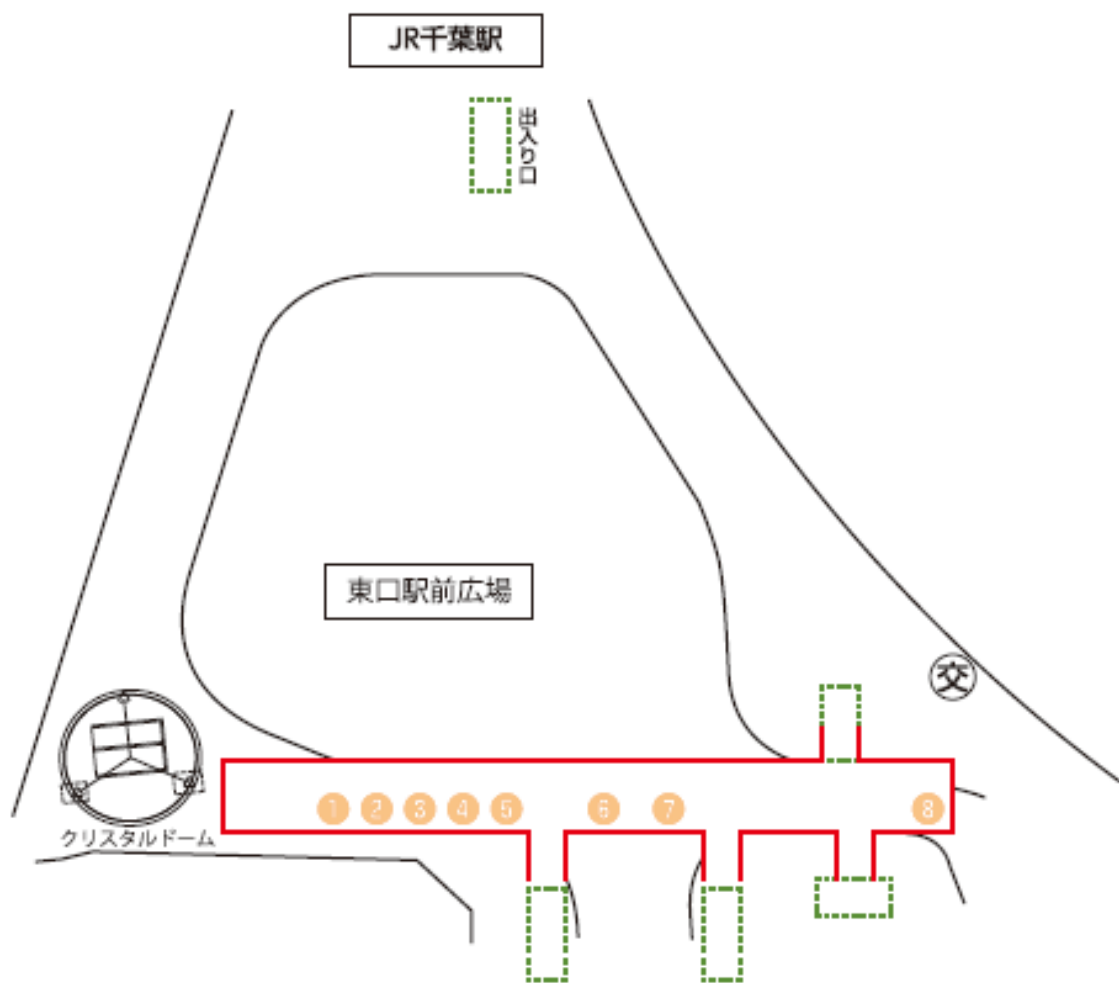


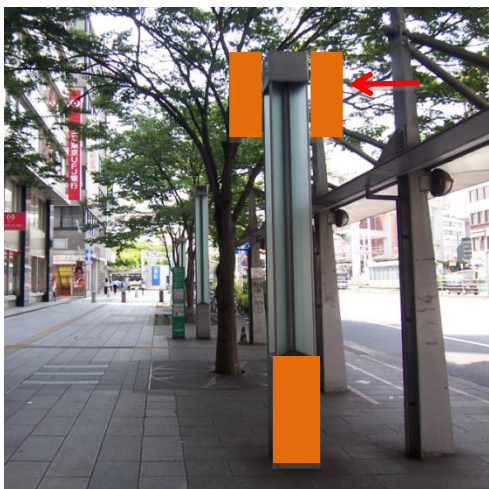
- 名称：駅前地下歩道（壁面広告）
- サイズ：W1,800xH1,800mm
- 数量：8ヶ所
- 期間：3か月
- 仕様：塩ビインクジェットフィルム（再剥離仕様）
- 頭出し：月曜日スタート
- 設置方法：直貼り
- 備考：完全データ入稿

※景観への配慮のため本広告枠はセットでの販売を基本としますが、ばら売りや長期間掲出、掲出開始日の変更など、他社の申込状況を鑑みながら調整致しますのでご相談ください。

No.4 駅前地下道(壁面広告)

H-1~8 8ヶ所
(地下歩道)



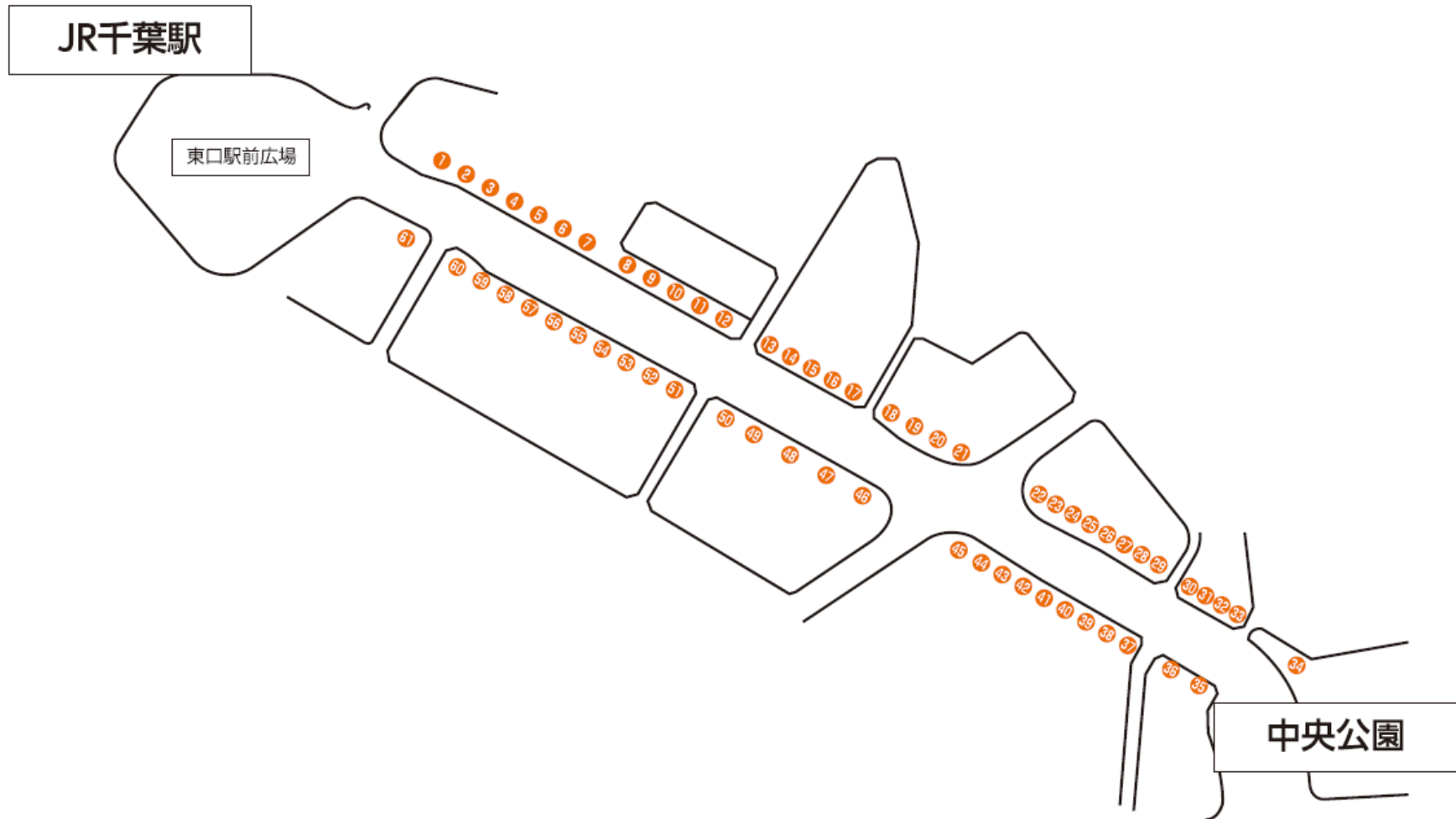


- 名称：街路灯 巻き広告
- サイズ：W390xH900mm
- 数量：61ヶ所 (244面)
- 期間：3か月
- 仕様：防災ターポリン 片面出力
- 頭出し：月曜日スタート
- 設置方法：ロープ巻き ハトメ加工
- 備考：完全データ入稿

- 名称：街路灯 バナー広告
- サイズ：W450xH1,250mm
- 数量：61ヶ所 (122枚、表裏で244面)
- 期間：3か月
- 仕様：防災遮光ターポリン 両面出力
- 頭出し：月曜日スタート
- 設置方法：上部袋加工、下部支柱に取付けるハトメ加工
- 備考：完全データ入稿

※景観への配慮のため本広告枠はセットでの販売を基本としますが、ばら売りや長期間掲出、掲出開始日の変更など、他社の申込状況を鑑みながら調整致しますのでご相談ください。

No.5 街路灯(巻き広告・バナー広告) G- $\left\langle \begin{matrix} m \\ \text{(巻き)} \\ b \\ \text{(バナー)} \end{matrix} \right\rangle$ ①~⑥① 計61本



千葉市広告掲載基準と以下の審査基準を基に景観に配慮した広告のご出稿をお願い致します。

<審査の視点>

1. 空間特性を踏まえた街並み景観の向上に資するものとなっているか。
2. 情報内容やビジュアルデザインは市民に好感を与えるものとなっているか。

<審査基準>

1. 掲出審査基準／一般基準・内容基準
2. ビジュアル表現基準
3. 業種基準

(一般基準)

第1条. 次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 通行者の安全を阻害する恐れのないもの。
- (2) 都市景観との調和を損なうものでないこと。
- (3) 関係法令に則ったものであること。
- (4) その他、必要と認められた要件。

(内容基準)

第2条. 広告物の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、原則としてこれを掲出しない。

- (1) 公の秩序または善良な風俗に反するもの。
- (2) 人権の侵害、差別、名誉棄損に当たるもの。
- (3) 青少年保護、消費者被害防止の観点からふさわしくないもの。
- (4) 通行者に健康上被害を与える恐れのあるもの。
- (5) たばこ、風俗営業、パチンコ等に係る広告。
- (6) 宗教、思想、政治に関わるもの。
- (7) その他ふさわしくないと認められた場合。

(ビジュアル表現基準)

第3条. 一般広告のビジュアル表現について次の各号のいずれかに該当するときは、原則としてこれを掲出しない。

- (1) 情報過多、文字情報が多いもの。
- (2) 赤・青・黄などの原色や高彩度の色（けばけばしい色彩）が多用され、かつ景観と調和しないと判断されるもの。
- (3) 見る人に著しく暗いイメージを与えるもの。
- (4) 道路交通の安全を損なう恐れや注意表示と誤認される可能性があるもの。
- (5) 金額訴求が主たるデザインとなるもの。
- (6) 性的表現・暴力的表現・差別的表現がなされていると判断されるもの。
- (7) その他、不適切と思われるもの。

(映像装置等の放映基準)

第4条. 映像装置等を用いる場合は、第1条、第2条の要件に加え、以下の要件を満たすものでなければならない。（審査は、適宜「日本民間放送連盟放送基準」を参照する）

- (1) 短時間毎に連続して同じ内容を繰返し、見る人に不快を与えることがないこと。
- (2) 情報内容が第2条の各項に該当しないこと。
- (3) 音量や音色が見る人に不快感を与えないこと。
- (4) 視覚的に強い表現等をしないこと。

(ビジュアル表現基準)

(掲出不可業種)

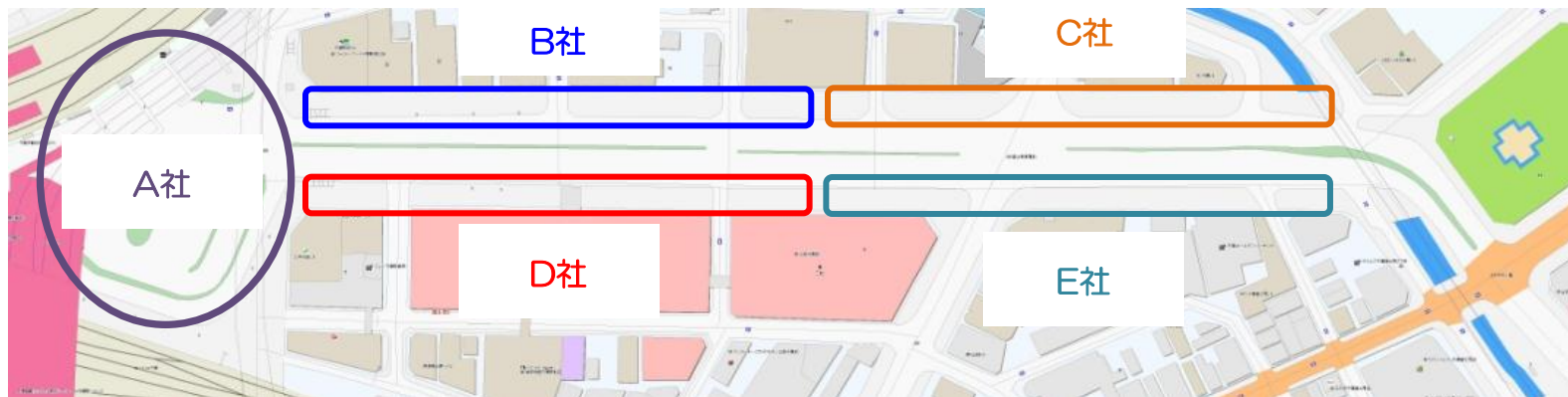
第5条.

※個別案件ごとに協議の上、判断

千葉市の良好な景観形成、魅力向上を図るために、広告は以下の2つの広告展開を基本と致します。

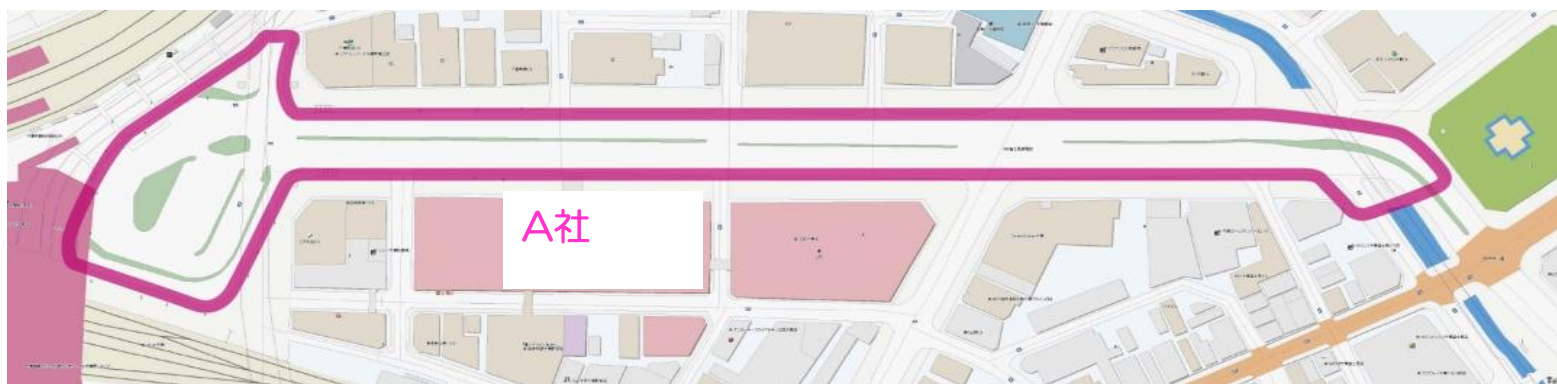
①フォーマットで景観を配慮した『オープン広告』

デザインフォーマットを用いて、デザインルールにのった形で複数社の広告を同時に展開します。



②スケール感を活かした『ジャック型広告』

基本的には1社ジャック型の広告展開ですので、訴求力の強い広告展開が可能です。



※広告主の希望する広告期間や出稿するエリアによっては上記の2つが混在する可能性があります。全体の景観に配慮しながら、調整致しますのでご希望の広告展開をご相談ください。

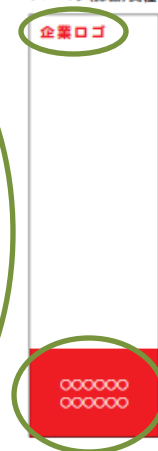
① 『オープン広告』フォーマット

下記の様なフォーマットを使用しながら、コーポレートカラーを使用しながらオープン広告を掲出致します。

W5,800mm×H1,800mm 程度/面 モノレール支柱(巻き広告)



W550mm×H1,800mm
パーゴラ(露欄)支柱(巻き広告)

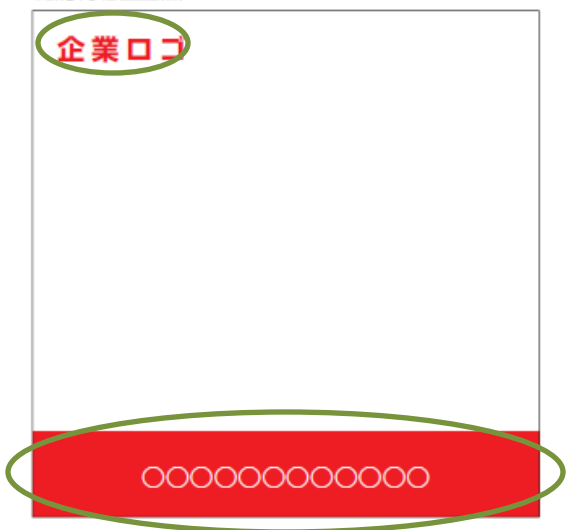


W400mm×H1,800mm
パーゴラ(露欄)支柱(巻き広告)

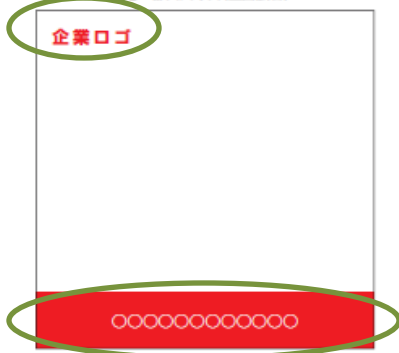


共通のデザインルールで景観に配慮します。

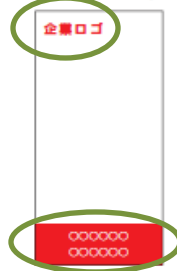
W1,800mm×H1,800mm
駅前地下歩道(壁面広告)



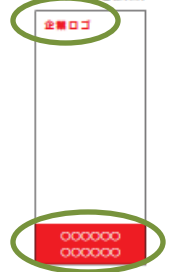
W1,200mm×H1,200mm
駅前地下歩道 地上部出入口(壁面広告)



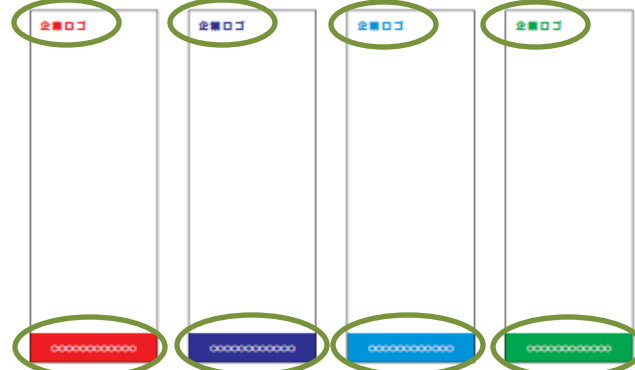
W450mm×H900mm
パーゴラ(露欄)支柱(パネル広告)



W390mm×H900mm
街路灯(巻き広告)



W450mm×H1,250mm 街路灯(パネル広告)



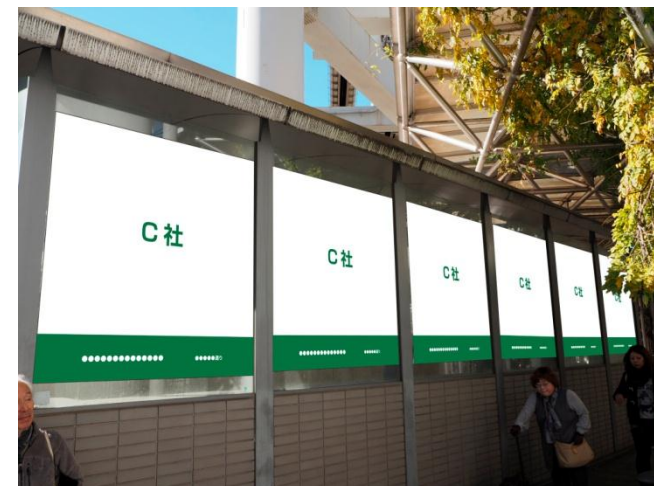
No.1 モノレール支柱（巻き広告）



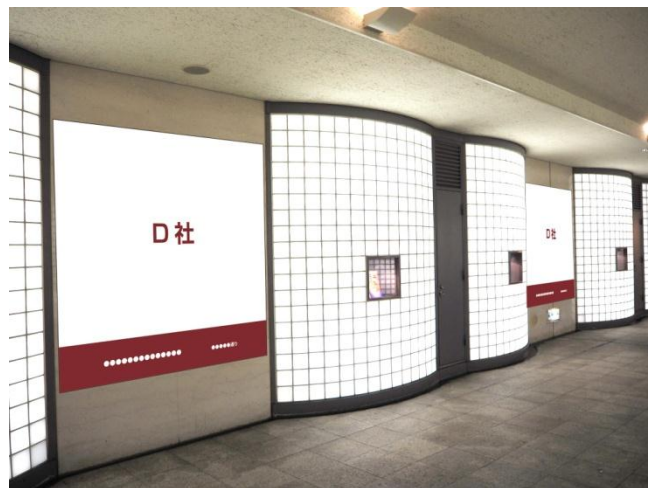
No.2 パーゴラ（藤棚）支柱（巻き広告、バナー広告）



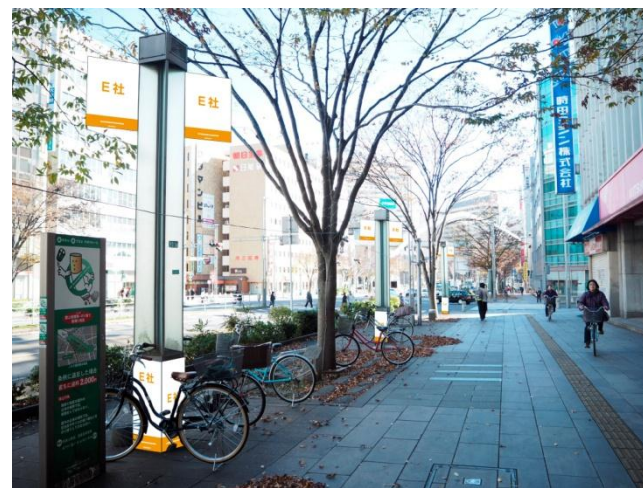
No.3 駅前地下歩道 地上部出入口（壁面広告）



No.4 駅前地下歩道（壁面広告）



No.5 街路灯（巻き広告、バナー広告）



《お問い合わせ先》

電通東日本 千葉支社
〒261-7121
千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブウエスト21F

担当：相澤・佐々木・村田

Tel：043-311-1024 Fax：043-213-6622
E-mail：kojisasaki8@dej.dentsu.co.jp

「みんなの駅前 にぎわいプロジェクト」広告申込書

平成 年 月 日

株式会社 電通東日本 千葉支社 御中

住所 _____
社名 _____
電話番号 _____
担当者名 _____ (印)

「みんなの駅前 にぎわいプロジェクト」における広告類等の実施に関し、下記の通り申し込みます。

広告枠名	掲出期間	掲出先 No.	数	実施料金(円)	備 考
モノール支柱 (巻き広告)	平成 年 月 日 平成 年 月 日	M -		円	
パーゴラ(藤棚)支柱 (巻き広告)	平成 年 月 日 平成 年 月 日	P - m -		円	
パーゴラ(藤棚)支柱 (バナー広告)	平成 年 月 日 平成 年 月 日	P - b -		円	
駅前地下歩道 地上部出入口 (壁面広告)	平成 年 月 日 平成 年 月 日	T -		円	
駅前地下歩道 (壁面広告)	平成 年 月 日 平成 年 月 日	H -		円	
街路灯 (巻き広告)	平成 年 月 日 平成 年 月 日	G - m -		円	
街路灯 (バナー広告)	平成 年 月 日 平成 年 月 日	G - b -		円	

上記申込みを承諾いたします。

平成 年 月 日

株式会社 電通東日本 千葉支社
担当者名 (印)